

委第1号議案

桶川市議会委員会条例の一部を改正する条例

桶川市議会委員会条例（昭和45年桶川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>エ 市民生活部の所掌する事務のうち <u>自治振興費（旧飛行学校整備事業及び基金積立事業を除く。）</u>、市民安全対策費、文化振興費、災害対策費、戸籍住民基本台帳費、住居表示整備費及び災害復旧費に係る事業に関する事項</p> <p>（傍聴の取扱）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>エ 市民生活部の所掌する事務のうち <u>自治振興費</u>、市民安全対策費、文化振興費、災害対策費、戸籍住民基本台帳費、住居表示整備費及び災害復旧費に係る事業に関する事項</p> <p>（傍聴の取扱）</p>
<p>第19条 <u>委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u></p>	<p>第19条 <u>常任委員会及び特別委員会は、原則としてこれを公開する。</u></p> <p>2 <u>議会運営委員会は、議員のほか、委員</u></p>

2 略

長の許可を得た者が傍聴することができる。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐藤 洋

提 案 理 由

常任委員会の所管事項及び傍聴に関する取扱いの改正をしたいので、この案を提出するものである。